Business Labor 5 Trend Eistar Line S May 2004 Eistar レーバー・トレンド



欧米諸国の雇用戦略が示唆するもの OECDとEUの雇用戦略 フランスにおける雇用政策の転換 イギリスの雇用政策-失業者対策を中心に 欧米における雇用政策の評価

〈座談会〉

若年・長期失業の背景とは

―ハローワーク窓口から見る問題の本質



するもの



いま、なぜ「雇用戦略」か?(労働組合の視点から)

連合総合生活開発研究所・副所長 鈴木不二一

連合は、働くということを機軸に社会連帯のシステムとしての福祉のあり方を構想する考え方を運動理念の柱にすえ、めざすべき社会像としての「労働を中心とする福祉型社会」を提起してきた。それは、「働くということに最も重要な価値をおき、すべての人に働く機会と公正な労働条件を保障し、安心して自己実現に挑戦できるセーフティーネットがはめこまれた社会」である。

ところで、このような福祉型社会実現を展望するためには、いまわれわれが直面している雇用危機を一刻も早く乗り越えることが不可欠の前提となる。そこで、連合総研は2001年に『雇用戦略:活力ある安心社会構築の条件』と題する報告書をまとめた。そのポイントを簡単に紹介したい。

まず、なぜ「雇用戦略」なのか。 それは、今日の雇用危機から脱却 するための政策は、狭義の「雇用 対策」の枠内にとどまることはで きないと認識したからである。い ま求められているのは、暮らしや 働き方全般に関わる産業・教育・ 福祉などの雇用に関わるさまざま な経済社会政策全体をひとつの政 策複合体としてとらえ、それらを 「雇用」という観点から総合する 戦略であると考えた。それがここ でいう「雇用戦略」である。

次に、雇用戦略の基本となる理念は「働く意思と能力」を持つすべての人に雇用機会を保障するという意味での「完全雇用」であるとした。「完全雇用」は、個人の

立場からみて、働く意思にもとづき、能力を発揮する場が保障されることによって、生活の安心・安定がえられると同時に、仕事を通じた自己実現によって社会参加が保障されることであり、他方、社会の立場からみた時、経済的効率の達成と、社会的安定を確保するための不可欠の前提条件であると同時に福祉の持続可能性を担保するものでもある。

さらに、このような理念を実現するための戦略的目標として、報告書では、次の4つの柱を提起している。

第1には、人に投資すること。 近年の技術進歩と産業変動の速さ を反映して、経済成長に対する人 的資本の寄与率は格段に高まって おり、「人に投資する」ことは、 経済活性化の不可欠の要件である。 それは、同時に、職業安定の基礎 でもある。

第2に、雇用の柔軟性と安定性 を両立させること。ここでは、日 本的雇用システムの特徴である「長 期安定雇用慣行」の持つ柔軟性と 安定性に着目しつつ、その企業内 閉鎖性、風通しの悪さを改革し、

「転職しても不利にならないシステム作り」など、開かれた社会的システムに向けていくかを、改革課題として提起している。

第3には、雇用における機会均等待遇により「誰も排除されない社会」を構築すること。具体的には、年齢差別の解消と「エイジレス社会」の実現、非正規雇用の処遇改善、男女共同参画社会のため



のファミリー・フレンドリーな職場の実現、障害者の自立援助と雇用環境の整備などの課題があげられる。

第4には、生涯生活時間の配分を自ら決定することの出来る条件を拡大すること。働いている時間を生涯生活時間全体の中に位置付け、生涯生活時間の配分を見直し、働くこと、学ぶこと、余暇・社会活動、のバランスのとれた社会の実現を展望することの重要性を指摘した。

以上の基本理念と4つの柱で構 成される、働く者の立場からみた 「雇用戦略」は、個人の一生の中 での「働く時間」を豊かにし、そ のことを通じて社会連帯にもとづ く「よりよい社会」の基盤形成を めざすものである。そこで想定さ れている個人は、市場の中で原子 のように孤立して存在するもので はない。自己の一生を充実して送 りたいと願うと同時に、仕事を通 じた連帯にもとづいて社会に貢献 することを願う個人である。そう した個人を支援するための自助・ 共助・公助のネットワーク形成こ そが「雇用戦略」の内実をなすと いえるだろう。





特集の州諸国の雇用戦略一わが国の政策に示唆するもの

The Column いま、なぜ「雇用戦略」か?—労働組合の視点から

鈴木不二一·連合総合生活開発研究所副所長

- 2 **欧米諸国の雇用戦略が示唆するもの** 伊藤実・統括研究員
- 5 OECDとEUの雇用戦略 小倉一哉・副主任研究員
- 7 フランスにおける雇用政策の転換 伊藤実·統括研究員
- 9 **イギリスの雇用政策-失業者対策を中心に** 勇上和史・研究員
- 12 欧米における雇用政策の評価 堀春彦・副主任研究員
- 16 〈座談会〉若年・長期失業の背景とは―ハローワーク窓口から見る問題の本質

中里博孝・ハローワーク池袋統括職業指導官

植木昭子・東京労働局受給調整事業部厚生労働事務官

(司会)伊藤実·統括研究員

21 労働政策フォーラムから「欧州型と米型の組み合わせで」

22 トピックス 調査部

職業紹介 地方自治体で無料職業紹介がスタート

04春闘 「中小春闘」の初陣、妥結ミニマム基準3,200円に

労使関係 変わる家族手当/配偶者より子供重視で

郵政労使関係をモデルチェンジ

賃金構造 45歳以上の賃金カーブがフラットに

賃金実態 社経生本部が職種別賃金を調査

女性労働白書 浅くなる労働力率M字型カーブの底

34 海外労働事情

フランス・再就職促進政策に高まる期待

EU・高齢者の雇用

38 最新の労働統計

情報解析部

国際研究部

「最近の統計調査より」「今月のキーワード解説」

42 労働政策フォーラム

「教育から職業へ一欧米諸国の若年就業支援策」

5 連 載 ①窓口の達人 加茂善仁・経営法曹会議事務局次長

- ②各地の学窓から「地労委現場から労組法改正案をみる」野田進・九州大学教授
- ③私のこの一冊 鈴木俊男氏・日本経団連国際協力センター専務理事、ILO使用者側理事
- ④ブック新刊ピックアップ・受け入れ図書 調査部資料センター

56 労働政策研究報告書サマリー

No.2

『勤労意識のゆくえー「勤労生活に関する調査(1999,2000,2001年)」』

一わが国の政策に示唆するもの一



© European Communities, 1995-2003

EU(欧州連合)とOECD(経済協力開発機構)は、雇用情勢の悪化を受け、1990年代に雇用戦略を提起し、雇用失業問題への総合的な分析とそれに基づいた政策の方向性を打ち出した。 とくに両戦略が重視してきた若年失業と長期失業の問題はわが国でも顕在化してきており、雇用 戦略を踏まえた先進諸国の政策の変遷や、それに対する政策評価から学ぶことは多い。雇用戦略 や各国の雇用政策を明らかにすることにより、実践的な政策論展開の道を探る。

のアングロサクソン型と、独仏に代表 シェル・アルベールが『資本主義対資 される社会保障を重視したライン型に 主義も米英に代表される市場原理重視 本主義』の中で指摘したように、資本 市場経済のタイプが問題となった。ミ 体制の問題から、 しても、資本主義対社会主義といった と市場経済化したため、失業問題に関 ト連邦が崩壊し、 となっている。 していくかが、 刻化する雇用・失業問題にいかに対応 本主義が併存している。 大別され、かなり異なったタイプの資 一○世紀後半以降、 しかしながら、ソビエ 雇用政策の重要な課題 社会主義諸国が次々 資本主義下における 先進諸国では深

繰り返す資本主義の景気循環すら克服 急速な低下を達成した。好況と不況を 経済成長をいち早く実現し、失業率の の代表である米国は、一九九〇年代に 市場原理重視のアングロサクソン型 (情報通信技術)を原動力とした

> 出現し、 背景が影響していると考えられる。 様相を呈した。OECD(経済協力開 ソン型資本主義は、順風満帆といった したとするニューエコノミーの主張も 一九九二年五月に開催されたOEC 市場原理重視のアングロサク 雇用戦略にはこうした時代的

OECD

雇用戦略の

行された。 CD諸国の経済構造を詳細に分析し、 であり、 とを要請し、二年余りの調査研究を経 は国別の政策評価を行った報告書も刊 策論の報告書が相次ぎ、一九九七年に 出による失業率の低下を目的とした政 雇用創出のための戦略的政策を提言し Facts, Analysis, Strategies, 1994がそれ められた。The OECD Jobs Study: て、一九九四年に一冊の報告書がまと 業問題に関する総合的な研究を行うこ た。この報告書を契機として、雇用創 D閣僚理事会は、深刻化する雇用・失 高水準の失業に直面するOE

のとれた雇用政策を目指しており、 らかに経済システムの効率性と整合性 クトを与えたOECD雇用戦略は、明 先進諸国の雇用政策に大きなインパ 様々

> ることに、端的に現れている。 れた内容が、市場メカニズムを効率的 策理念が基盤となっていた。そのこと 市場メカニズムを貫徹させるという政 に機能させるための改革を提起してい は、重点的雇用戦略分野として提示さ な規制を緩和・撤廃することによって OECDの一連の調査研究が扱って



提言を行うというものである。従って、 れる構造政策、労働市場政策であり、 会保障政策と労働政策との関連性を総 済的規制といったマクロ経済政策や社雇用戦略の研究とは、税制、財政や経 これらを総合的に分析して戦略的政策 口経済政策、 ることを示唆している。 合的に分析し、その結果に基づいて具 体的な政策提言を行っていくものであ 創業や規制緩和に代表さ

2.EU雇用戦略の

機会均等である。 統合する連帯の道を選択したのである 理の下では弱者が社会から排除される ィ②起業家精神③アダプタビリティ④ つの柱」とは、①エンプロイアビリテ の雇用ガイドラインに明記された。「四 なる「四つの柱」が示され、それ以降 ットにおいて、EU雇用戦略の中核と なく仕事を通じて国民全体を社会的に 危険性が高いことを考慮し、排除では されたEU雇用戦略は、 九九七年のルクセンブルク雇用サミ OECD雇用戦略に対応して打ち出 激しい競争原

が設定された。フル就業という考え方理事会では、「フル就業」という目標 にある政策である る労働供給制限政策は、 が行ってきた高齢者の引退を促進させ 引き下げることができる。EU主要国 力化させることによっても、失業率を 者を増やすこと以外に失業者を非労働 とが不可欠であり、そのためには雇用 完全雇用の達成には失業率を下げるこ は、「完全雇用」とは考え方が異なる さらに、二○○○年のリスボン欧 この延長線上

めていくという政策理念である。いる人々を、広く仕事の機会を与えるいる人々を、広く仕事の機会を与えることによって労働市場に参入できるよことによって労働市場に参入できるよことによって労働がよい。高齢者や

EU諸国がこれまで実践してきた手 厚い社会保障・福祉政策、労働者保護 厚い社会保障・福祉政策、労働者保護 をの対応策として提示された雇用戦略 の内容は、OECDとEUではかなり 違うものとなっている。二つの雇用戦 略の違いは、経済成長を達成するため に市場原理が機能しやすいような社会 を目指すか、弱者を排除することなく 仕事を通じた社会的基本理念が異なってい ることからきている。

とは、非常に難しいという状況を作り ながら圧力をかけるため、ガイドライ わけでもない。しかしながら、 ばならないという強制力を持っている 罰則を伴ったものではなく、ガイドラ う枠組みである。雇用ガイドラインは 期間が経た後その政策評価を行うとい ことによって共通した政策の方向性を である。雇用ガイドラインを提示する 的実効性を備えた枠組みを構築したの 報告書や提言に留めることなく、政策 ンを無視するような政策を実行するこ 国間で政策評価について相互に監視し インに基づいた政策を具体化しなけれ いて具体的な行動計画を作成し、一定 雇用戦略と異なり、 し、加盟各国がガイドラインに基づ ところで、EU雇用戦略はOECD 雇用戦略を単なる EU雇用戦略に基 加盟各

促進する政策へと転換してきている。雇用政策が大幅に変更され、再就職をた中心的諸国で、社会保障・福祉的なら実践され、ドイツやフランスといっづいた政策転換が一九九〇年代後半かづいた政策転換が一九九〇年代後半か

化を目的とした雇用保険法の改正を実職の困難な状況に対応した給付の重点

さらに、最近においても、早期再就職

の促進、多様な働き方への対応、再就

3.日本へのインプリケーション

OECDとEUの雇用戦略が提示し OECDとEUの雇用政策をすり合わせ た内容と日本の雇用政策をすり合わせ た内容と日本の雇用政策をすり合わせ というこれまでの国民性も幸いして、 というこれまでの国民性も幸いして、 というこれまでの国民性も幸いして、 というこれまでの国民性も幸いして、 というこれまでの国民性も幸いして、 というこれまでの国民性もっして、 というこれまでの当は、 というこれまでの当は、 というこれまでの当は、 というこれまでの当は、 というこれまでの当は、 というこれまでの当は、 というこれまでのものは、 といるして、 とい

った傾向は、これまで軽微であった。業給付が失業の長期化を助長するとい雇用保険制度においても、手厚い失



日本も若年失業が雇用政策上、重要なウエイトを占めている

施しており、より早期再就職のためのインセンティブを強めている。 一本においても若年失業と長期失業の 問題に対応するためには、カウンセリングをはじめとした就職支援策を強化 し、失業者個々に適した個別行動計画 を作成し、それに基づいて具体的な職 を作成し、それに基づいて具体的な職 を作成し、それに基づいて具体的な職 を作成し、それに基づいて具体的な職 を作成し、それに基づいて具体的な職 を作成した個別対応方式を強化・拡充する必要がある。さらに、短期間での再 る必要がある。さらに、短期間での再 る必要がある。さらに、短期のための 第を強化する必要がある。

また、OECD・EU雇用戦略が政策効果について消極的な評価をしてい 、対策が打ち出されてきたが、政策効 、対策が打ち出されてきたが、政策効果がとがらないものもある。政策 用実績が上がらないものもある。政策 対果についての評価を厳正に行い、現 大助成金関連の対策は、これまで多様 大助成金関連の対策は、これまで多様 大助成金関連の対策は、これまで多様 大助成金関連の対策は、これまで多様 が果についての評価を厳正に行い、現 大助成金の整理統合等 の見直しを、着実に実施する必要がある。

教育訓練に関しても、ミスマッチ解消には不可欠な政策手段であることが高現状を考慮すれば、対費用効果といる現状を考慮すれば、対費用効果といる現状を考慮すれば、対費用効果といる現状を考慮すれば、対費用効果とかられるように個人単位に移行しつつあられるように個人単位に移行しつつあられるように個人単位に移行しつつある。

ところで、モデル分析による政策評価に関しては、これを可能とするデータ整備が不可欠である。その都度アンケート調査には正確な分析ができないと言うためには、正確な個人別のパネルデうためには、正確な個人別のパネルデうためには、正確な個人別のパネルデラためには、正確な個人別のパネルデータが不可欠である。求職者のデータをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーター化すれば、アンケをマイクロデーターと前できる。

いる。 な増してきている。多角的な政策の立を増してきている。多角的な政策の立を増してきている。多角的な政策の立連携した雇用政策の役割がより重要性連携した雇用政策の役割がより重要性

ヘプロフィール)

れた初めの報告書の提言として、

Jobs

UECDとEUの

副主任研究員 小倉 一数

- (一九九二~九九年)

目で始められたが、一九九四年に出さ とく、先進国経済における、労働市場 Jobs Study(雇用研究)という名のご や若年失業者の増加へと繋がってきた。 の硬直性が強く、結果的に長期失業者 では法律や制度による賃金や雇用慣行 約一○○○万人から一九九○年代に入 加盟国の失業者数は、一九七〇年代の 増した。OECD(経済協力開発機構 の様々な問題を調査研究するという題 トをスタートさせた。当初は、OECD を考えることを目的としたプロジェク ける諸問題の実態把握と、その処方箋 を根本的に調査研究し、労働市場にお の閣僚理事会において、雇用失業問題 た失業の増減が見られるが、欧州諸国 アメリカなどは比較的景気循環に応じ て相違のある展開を見せるものであり、 って約三五〇〇万人へと増加した。 先進国経済は行き詰まり、失業者が急 により、一九八○年代に入って多くの 労働市場の状況は、国や地域によっ こうした中OECDは、一九九二年 オイルショック後の低調な経済成長

> が定着することになる。 場し、以降、「雇用戦略」という言葉 が登

し、また、国別審査もその後再度行わ 別研究は、一九九九年までにほぼ完了 年の閣僚理事会で報告された。テーマ 加盟国を一巡し、その結果が一九九七 は、一九九四年から一九九七年までに た国別審査を実施している。国別審査 研究と、さらに国別の実施状況を調べ マに区分し、各テーマに関する詳細な ていたことを示している。事実、一九 るプロジェクトの開始時点から意図し が必要となるかを、すでに長年にわた 実態を前提とした上で、いかなる政策 研究」によって明らかにされる様々な 巡目の審査が実施された。 れ、一九九七年から一九九九年まで二 九四年以降は、雇用戦略を個別のテー 「雇用戦略」という概念は、「雇

環境の醸成、⑤賃金と労働コストの弾 できる がル化、市場競争、構造改革といった がル化、市場競争、構造改革といった 新古典派的な色彩を強く出していた。 具体的な項目としては、①適切なマク 具体的な項目としては、①適切なマク は、②技術的ノウハウ の創造と普及の促進、③労働時間の柔 が性拡大、④起業家精神の発揮できる が性拡大、④起業家精神の発揮できる が性拡大、④起業家精神の発揮できる

上が掲げられた。
一上が掲げられた。
一上が掲げられた。
一上が掲げられた。
一上が掲げられた。
一上が掲げられた。
一上が掲げられた。

(一九九七~二〇〇二年)2.EUの雇用戦略

という状況に陥ってしまった。そのた これは、欧州における福祉国家モデル 進んで、すべての人の社会的統合によ 構造改革路線だけでなく、さらに一歩 めに、福祉国家の理念を大幅に修正し、 題に限らず、経済社会全体が沈滞する の低下、国家財政の悪化など、雇用問 だが、それに加えて不況や国際競争力 えって保護される人々の就労意欲を削 では、手厚い社会保障・社会福祉がか されることを意味している。欧州諸国 戦略は、一九九七年から開始された。 OECDが強調した市場原理に基づく いでいるとの指摘は以前からあったの 仕事を通じてすべての人が社会に統合 の基本理念は「社会的統合」、つまり、 の大きな転換でもある。EU雇用戦略 上に社会的統合を重視したEUの雇用 改革の路線を前提として、さらにその OECDが重視した市場効率や構造

である。である。

EU雇用戦略の大きな特徴の一つは、 という数値目標を定めていることである。い数値目標を定めていることである。い おゆる「完全雇用」(雇用労働者に限 定される)ではなく、「フル就業」(雇 定される)ではなく、「フル就業」(雇 にでなく自営などの様々な就労形 態をすべて含む)を前提とし、そのた めに「就業率」に関する時期と達成率 という数値目標を掲げた。全体の就業 という数値目標を掲げた。全体の就業 という数値目標を定め、さらに二○ %とする中間目標を定め、さらに二○ 一○年には七○%とするという長期目 標も設定された。

②「起業家精神」は、ベンチャー・ビ 環境といった産業分野を挙げ、さらに 業のための障害を指摘しているだけな ジネスなどに典型的な新規事業や中小 の能力・スキルの獲得・向上なり、そ を高めないとならないという、現在の ないために「エンプロイアビリティ」 者など就労することが困難な人々のた リティ」とは、若年失業者、長期失業 NPO(非営利法人)やNGO(非政 る。具体的には、情報通信、サービス が期待される分野を明示したことであ のに対し、EUは、具体的な雇用創出 OECDと異なる点は、OECDが起 企業の育成環境のことである。しかし のための政策を意味しているのである ィ」は、まず何らかの仕事に就くため つまり、EUの「エンプロイアビリテ 日本の議論とはかなり異なっている。 いる。この点は、企業にリストラされ めの雇用・教育・福祉政策を意味して からなっている。①「エンプロイアビ EU雇用戦略は、大きく四つの項目 のような、 民間でも公共部門

は、男女(性別)だけでなく、年齢、 の充実を意味している。④「機会均等」 フティ・ネットの創設や教育訓練制度 の悪影響を最大限抑制するためのセイ を持たせ、他方では労働市場の柔軟化 とされる。これはかつてFlexicurityと プタビリティ」とは、英語で言うと ステム」)という分野における雇用創 合」を大前提に置いたEU雇用戦略の 社会の安定と発展のために「社会的統 る均等を意味している。これが、経済 人種などあらゆる側面での雇用におけ の硬直性が強かった労働市場に弾力性 厳格な解雇規制、賃金や労働時間制度 方で大陸欧州諸国に典型的であった、 リティ」と言われるようになった。一 も言われたが、現在では「アダプダビ FlexibilityとSecurityを合わせた概念だ でもない「社会的経済」(「第三の 大きな特徴でもある .の可能性を指摘している。③「アダ

OECDとEUの異同・「雇用戦略」における

Employment Outlookなどでは、EUEmployment Outlookなどでは、EUを前述したように、OECDとEUで前述したように、OECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年ののECDにも反映されており、近年ののECDにも反映されており、近年ののECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のを定と発展が目指されている。またそのような環境の変化は、現在のOECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも反映されており、近年のECDにも同じない。EU

てきている。の雇用戦略にかなり似たトーンになっ

が指摘できる。 違をあえて述べると、以下のような点当初のOECDとEUの雇用戦略の相このような時代背景の相違はあるが

第一に、目標設定の問題がある。O 第一に、目標設定の問題がある。O 第一に、目標設定の問題がある。O

のECDは加盟国が多く地域的にも分のECDは加盟国が多く地域的にも分的といる場所では基本的に中道左派(労働者政党を引きが強い国が多く、のECD等)の影響が強い国が多く、のECD等)の影響が強い国が多く、のECD等)の影響が強い国が多く、のECD等)の影響が強い国が多く、のECD等)の影響が強い国が多く、の方との表うに機能的にも強い影響力を持つなっている。

第三に、具体的な戦略項目でも相違 のECDが加盟国の失業給付制度等の OECDが加盟国の失業給付制度等の 場付期間の短縮に失業減少の効果があることを強調したのに対し、EUは、 会ことを強調したのに対し、EUは、 会ことを強調したのに対し、EUは、 のでk Pay)ため、若年失業者が六カ月以内、成人失業者は一二カ月以内 に職業訓練やカウンセリングを受けて に職業訓練やカウンセリングを受けて に職業訓練やカウンセリングを受けて に職業訓練やカウンセリングを受けて に職業訓練やカウンセリングを受けて

への円滑な移行のための企業内教育のは、OECDが総論的に学校から職業また、教育・職業訓練制度について

重要性、さらに教育内容の充実化、職 業能力に関する評価システムの構築な ど多面的な課題を指摘しているのに対 し、E U は失業者に提供される教育・ し、E U は失業者に提供される教育・ にという数値目標を掲げている。企業 の人事労務管理システムについては、 の人事労務管理システムについては、 の人事労務管理システムについては、 に対し、E U は O E C D よりも問題を に対し、E U は O E C D よりも問題を に対し、E U は O E C D よりも問題を となった「労働組織の柔軟性」と一体 となった「労働組織の柔軟性」、すな わち「アダプタビリティ」が重要であ ると説く。

4.おわりに

常に幅広い捉え方である。この点に関 とCDでもEUでも、「雇用戦略」は を定と発展のためと位置づけられてい を定と発展のためと位置づけられてい る。したがって、企業に雇われるとい る。したがって、企業に雇われるとい る。したがって、企業に雇われるとい る。したがって、企業に雇りれるとい る。したがって、企業に雇りれるとい る。したがって、企業に雇りれるとい る。したがって、企業に雇りれるとい る。したがって、企業に雇りれるとい

> 的な政策とその実効性を高めることで 目指すべき「効率」、「公正」の具体 が無くなってきている。重要なことは CDとEUの「雇用戦略」に大きな差 当初のOECDの主張に沿った改革を というのが現状である。 あるが、正否の判断に関しては道半ば に出してきており、現段階では、OE OECDも「公正」や「平等」を前面 るだろう。この点については、近年の 市場に対して大きなインパクトを与え の方向性も、今後の世界経済及び労働 や「平等」、社会的統合を目指すEU しかし、「効率」だけではなく「公正」 アイルランドなど)が評価されている 実現した国々(イギリス、オランダ、 しては、我が国も見習う点が多い。 現在までのところ、EUにおいても

ヘプロフィール

小倉一哉(おぐら かずや) 小倉一哉(おぐら かずや) 外働政策研究・研修機構副主任研究 済分析」(日本労働研究機構研究双書、済分析」(日本労働研究機構研究双書、済分析」(日本労働研究機構研究双書、オランダを中心に」(日本労働研究機構研究ルッ・エアリングの現状─フランス、ドイツ、オランダを中心に」(日本労働研究機構副主任研究労働政策レポートVol・1)など多労働政策レポートVol・1)など多労働政策レポートVol・1)など多数。労働経済学専攻。

フランスにおける言

統括研究員伊藤実

給付改革の三つであった。 社会保障・福祉政策の影響を強く受 によって経済成長と雇用拡大が達成さ によって経済成長と雇用拡大が達成さ によって経済成長と雇用拡大が達成さ によって経済成長と雇用拡大が達成さ によって経済成長と雇用拡大が達成さ れたが、重点的な雇用政策は、EU雇用 対会保障・福祉政策の影響を強く受

一労働時間短縮

一九九七年に左翼連立政権が誕生し た時、失業率は史上最高の一二・六% に達しており、新政権は従業員二〇人 以上の企業の法定労働時間を二〇〇〇 年から週三五時間に(他の企業は二〇 年から週三五時間に(他の企業は二〇 た。最初の法律(一九九八年に成立した。最初の法律(一九九八年に成立したオブリ第一法)では、国は労働時間たオブリ第一法)では、国は労働時間たオブリ第一法)では、国は労働時間の短縮を交渉するように促した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。そして、第二段階の法律を制定した。

的誘因を提供した。オブリ第一法では、につながるように、政府は臨時の財政こうした労働時間の短縮が雇用創出

期間における労働時間短縮の雇用創出

リ・ルイヨー委員会)の報告によれば、

一九九六年六月~二〇〇〇年一二月の

ている。また、時間短縮委員会(アン このうち政府の奨励策の下で創出され 効果は、政府発表によれば二〇〇一年 の柔軟性を高める規定を導入している。 の「貯蓄口座」を設けて超過勤務時間 年間単位の変形労働時間制、労働時間 勤務時間の延長や土・日曜日の勤務、 財政的誘因を提供した。協約の多くは、 約によって労働時間を週三五時間に短 た雇用は三一万四〇〇〇人であるとし 八月一六日時点で三六万四〇〇〇人、 を休日に振り替えるといった労働時間 ての減免額を割増するなど、恒久的な 縮した企業には、低賃金労働者につい なお、労働時間短縮による雇用創出 さらに、オブリ第二法では、団体協

> 計している。 効果は、二六万五○○○人であると推

2.若年雇用

一九九七年に左翼連立政権によっては一九九七年に左翼連立政権によってはまで充足されてこなかった社会的ニーまで充足されてこなかった社会的ニーズに対応する新しい活動の創出を促進まで充足されてこなかった社会的ニーズに対応する新しい活動の創出を促進し、第二に若い人々を継続的に職業斡し、第二に若い人々を継続的に職業斡し、第二に若い人々を継続的に職業斡し、第二に対応する新しい活動の創出を促進する。

助金は二〇〇二年末から段階的に廃止 が実証された後に助成され、補助金は 五年間にわたって与えられる。また、 この計画は無資格の若年者だけでなく、 すべての失業中の若者を対象とした。 すべての失業中の若者を対象とした。 すべての失業中の若者を対象とした。 すべての失業中の若者を対象とした。 古八石者者が採用された。 政府は五年間に 1五万人の雇用を創出することを目に三五万人が雇用された。 なお、国の補標に掲げ、二〇〇〇年八月末までに約 標に掲げ、二〇〇〇年八月末までに約 に 五万人が雇用された。 なお、国の補

後が問題となっている。されるため、計画に参加した若者の今

3.失業保険給付改革

一九九二年に失業者の増加と制度の一九九二年に失業者の増加と制度の失業の長期化を予防しようとするもの失業の長期化を予防しようとするもの失業の長期化を予防しようとするものである。

失業給付は三段階に別れており、基 大業給付は三段階に別れており、基 大業給付は三段階に別れており、 上なっており、二七カ月受給できるの となっており、二七カ月受給できるの は、五五歳以上の高齢者である。第一 と階を過ぎると、給付額が六カ月ごと に一定割合で減額される第二段階に入 る。第二段階の低減給付期間は、最短 こカ月、最長で三三カ月となっており、 五五歳以上の高齢者は最長給付期間と 五五歳以上の高齢者は最長給付期間と なっている。

会保障政策による生活保護的な第三段基本手当の給付期間が過ぎると、社

しかしながら、単一スライド制手当は、再就職によってではなく非労働力は、再就職によってではなく非労働力は、再就職によってではなく非労働力は、再就職によってではなく非労働力は、再就職によってではなく非労働力を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業保険制度と一を受けるためには、失業者が減少するとになった。

4.現在の雇用政策

明状におけるフランスの再就職促進現状におけるフランスの再就職促進現状におけるフランスの再就職任別で を有、失業保険制度では、失業保険給 きる。失業保険制度では、失業保険給 されており、再就職活動の一体化をめざした「雇 付と再就職活動の一体化をめざした「雇 付と再就職活動の一体化をめざした「雇 付と再就職前の職業訓練を提供し、効率 や再就職前の職業訓練を提供し、効率 を再就職前の職業訓練を提供し、効率 を再就職前の職業訓練を提供し、効率 を再就職前の職業訓練を提供し、効率 を再就職前の職業訓練を提供し、効率 を再就職がある。

特殊雇用契約は、雇用促進を目的と特殊雇用契約は、雇用促進を目的と本者との間に雇用契約を締結させ、賃金助成、職業訓練費用助成、社会保険対の雇用主負担の控除など多様な国庫助成策が用意されている。この特殊雇用契約は、全年齢層を対象とした雇用契約と若年者だけを対象とした雇用関約があり、それぞれ職業訓練や賃金補助を労働契約と一体化させ、雇用促進を目的と

ごとに一定割合で減額される第二段階 間はかなり長いものとなっていた。さ が最長三三カ月となっており、給付期 段階が最長二七カ月、給付額が六カ月 では、基本手当を満額受給できる第一 ている。これまでの単一逓減給付制度 日からこの雇用復帰支援給付に移行し 償給付は、事実上、雇用復帰支援給付 続けることも可能であった。 金受給までの間、生活保護費を受給し 段階に入り、一定の条件を満たせば年 社会保障政策による生活保護的な第三 らに、失業保険の給付期間が過ぎると、 新たな失業保険制度における所得補 (ARE) のみである。それまでの単 逓減給付制度は、二〇〇一年七月一

- 重成方代)合力を発上して同宅頂に険給付を受けることができる。合に、上記の給付期間を超えて失業保な保険料納付期間を満たしていない場

お付と再就職活動の支援である。

が内と再就職活動の支援である。

が内と再就職の促進では、給付制限による再就職の促進ではなく、カウンセリングや職業訓練を重視した再就職の促進では、雇用復帰支援計画は、雇用復帰支援計画(PARE)の産用復帰支援計画は、雇用復帰支援計画(PARE)の主な目的は、失業保険制度では、給付制限による再就職活動の支援である。

雇用復帰支援計画(PARE)の大きな特徴は、失業保険給付と再就職活ち、失業保険給付を受けるためには、ち、失業保険給付を受けるためには、ち、失業保険給付を受けるためには、方、失業保険給付を受けるためには、方、失業保険給付を受けるためには、方、失業保険給付を受けるためには、方、失業保険給付を受けるためには、方、大業保険給付を受けるといる。 重に参加すると、失業保険を受給しながら個別行動計画(PAP)が作成さがら個別行動計画(PAP)が作成され、職業安定所(ANPE)と緊密にれ、職業安定所(ANPE)の大きな特徴は、失業保険給付と再就職活をない。

5.今後の政策展開

再就職活動を積極的に行うことを失業格がも労働」へシフトしてきている。 という義務を伴うものであることを明 のではなく、求職活動を積極的に行う のではなく、求職活動を積極的に行う という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という義務を伴うものであることを明 という表情極的に行うことを失業

> いる。 保険給付と再就職活動の一体化であり 展開復帰支援計画と特殊雇用契約によ 保険給付と再就職活動の一体化であり

左派・ジョスパン政権は、こうした 立るために、福祉国家的な枠組みを崩さるために、福祉国家的な枠組みを崩さるために、福祉国家的な枠組みを崩さるといった改革を行うとともに、週三五といった改革を行うとともに給付期間を短縮するとらには仕事に就くことが困難な無・さらには仕事に就くことが困難な無・さらには仕事に就くことが困難な無・さらには仕事に就くことが困難な無を損害を表している。

策評価は、今後の課題である。 ないようである。統計的解析による政析によって確認すると言った段階ではもないということもあって、統計的解時点では多様な対策を実施してから間にでは多様な対策の政策効果は、現こうした雇用対策の政策効果は、現

立らに、二○○二年春に誕生した保 で派・ラファラン政権は、ジョスパン 守派・ラファラン政権は、ジョスパン でいる。さらに、大胆な起業家支援策 ている。さらに、大胆な起業家支援策 でいる。さらに、大胆な起業家支援策 でいる。さらに、大胆な起業家支援策 でいる。さらに、大胆な起業家支援策 などを計画しており、英米流のアング などを計画しており、英米流のアング などを計画しており、 などを計画しており、 などをよこことしたり、 などを計画しており、 などをよこことしたり、 などをは異なり、コスト削減による企 などを計画しており、 などをよこことに、 などをよことに、 などをまた、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよことに、 などをよこに、 などをよことに、 などをまた。 などをまたり、 などをなり、 などをなり、 などをなり、 などをなり、 などをなり、 などをなり、 などをなりをなり、 などをなり、 などをなりをなり

-ギリスの|雇用政策

・. はじめに

イギリスは、OECD雇用戦略の評価レポート、ならびに欧州雇用戦略の 五年目の評価レポートの両者において、 五年目の評価を受けている点で特徴的な評価を受けている点で特徴的の、後者は欧州雇用戦略の策定と同じの、後者は欧州雇用戦略の策定と同じの、後者は欧州雇用戦略の策定と同じの、後者は欧州雇用戦略の策定と同じの大力七年に誕生したブレア(労働党) の、後者は欧州雇用戦略の策定と同じの大力七年に誕生したブレア(労働党) の、後者は欧州雇用戦略の第定と同じの大力七年に誕生したブレア(労働党) 本国である。したがって最近 のできるである。したがって最近 本国である。したがって最近 本国である。したがって最近 本国である。したがって最近 本国である。したがって最近

た、プログラムの成否については定量をとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用 もとより雇用戦略とは、狭義の雇用

> を持つと思われる。 は現在の日本にとっても何らかの含意的な評価も進められており、その結果

2.失業給付制度の厳格化

表1では、戦前から近年までのイギスの失業給付制度改革の流れを示しリスの失業給付制度改革の流れを示しリスの失業給付制度改革の流れを示しリスの失業給付別であった。その結果、オが進んだ時期であった。その結果、オイルショック後の経済成長率が一九八一年以後プラス成長へと転じたのに対して、失業情勢の悪化は止まらず、八して、失業情勢の悪化は止まらず、八して、失業情勢の悪化は止まらず、八十年は失業給付受給者は三〇〇万人を、失業率は一〇%を突破し、過去最

である(注1)。 である(注1)。 である(注1)。

安定所に試験導入され、おおむね積極リスタートは、八六年一月に九つの

全国で実施された後、同年七月よりのな評価が得られた後、同年七月よりのな評価が得られた。その主な目的は、大学者) の給付を停止することで、失業者) の給付を停止することで、失業者) の給付を停止することで、失業者) の給付を停止することで、失業者) の給付を停止することであった。プログラム導入当初は、一八歳以上で失業給付の受給期間が一年を超えた。プログラム導入当初は、一日と認いた。プログラム導入当初は、一日と記述を拡大した。

求職活動支援施設(ジョブクラブ)へ 業のほか、 訓練コースについて助言を行う。この 業履歴を勘案して、給付金や求職活動 ごとの面接が義務付けられている。万 と振り分けられる(注2)。 訓練事業」と呼ばれる訓練コースや、 面接の後、失業者は通常の就職又は起 面接では、カウンセラーが失業者の失 の一つとして指摘されている。また、 した「脅し」効果がプログラムの特徴 止といった措置がとられるため、こう った場合は、失業給付の減額や支給停 が一呼び出し(三回まで)に応じなか 対象者には公共職業安定所で六カ月 「再出発コース」や「雇用

> 男性についてのみ、プログラムによる ①プログラムの持つ「脅し」効果は、 の厳格化」のもと、不正受給への取り リスタート以後も、 示されている(注3)。 長期的な効果がみられること、などが 男女とも短期の就職率を向上させるこ を用いた定量的な分析の結果からは、 のパフォーマンスと比較するという、 の対象者の面接を通常より六カ月遅ら たって、無作為に割り当てられた一部 と、②プログラム修了から五年後では、 せ、通常のプログラム参加者のその後 リスタートでは、その後の評価にあ 「社会的実験」が行われた。追跡調査 「失業給付制度

リスタート以後も、「失業給付制度の厳格化」のもと、不正受給への取りの厳格化」のもと、不正受給への取りの厳格化」のもと、不正受給への取りの、景気循環による失業率の変動が大果、景気循環による失業率の変動が大果、景気循環による失業率の変動が大果、景気循環による失業率の変動が大きくなったものの、景気の上昇局面できくなったものの、景気の上別域にはある程度成功した。

3.福祉から就労

一九九七年に誕生したブレアの労働一九九七年に誕生したブレアの労働を対した。しかし付受給者の削減には成功した。しかしけ受給者の削減には成功した。しかしが受給者の削減には成功した。しかしがで、若年者や長期失業者が失業プーがで、若年者を長期失業者が失業プーカル七年に誕生したブレアの労働を対した。しかしけ受給者の削減には成功した。しかしけ受給者の削減には成功した。

病者や障害者、失業者の配偶者あむ Work)との理念の下、(若年を含む)長期失業者に加えて、失業給付以外の給付を受けている一人親、長期疾外の給付を受けている一人親、長期疾

目細やかな求職活動支援である。この 基本的な要素は、個別相談員による木 している(注4)。それらに共通する 労支援策 (ニューディール) を打ち出 活動状態にある者についても個別の就 るいは高齢者といった、労働市場で非

「若年者のためのニューディー

以下、

N D Y P

は最初のプロ

年失業者である。

表1 イギリスにおける失業給付制度改革

年	改革
1910年2月	ウィンストン・チャーチルにより職業安定所ネットワーク(labour exchange network) 設立
1912年	失業給付制度が導入され、職業安定所が管理運営
1919年	失業給付受給者は「通常は就業状態にあり、本当に仕事を探しており、仕事が見つからない」ことを証明する義務がある
1946年	国民保険法(National Insurance Act)
1961年	失業者の職業安定所 (Job Centre) 訪問義務が週1回に (それ以前は週2回)
1974年	給付事務所 (Benefit Office) と安定所を分割
1979年	雇用サービス局 (安定所の統括組織) の職員を13%削減
1980年	失業者の安定所訪問義務が2週間に1回に
1982年	失業者の安定所訪問義務がなくなる (1986年のリスタート導入まで)
1982~85年	求職活動支援に関わる職員を50%削減(失業登録事務所の人員は940名から550名に 減少)
1986年	再出発プログラム(Restart Programme) 「再出発のための面接」を義務づけ。職員の増員(特に不正行為のチェック)。 給付事務所でも求人情報を掲示。失業者に対する失業照合のための手紙の送付。 給付資格剥奪期間を最大13週間に(1913年~1986年は6週間) 1月からの試験期間を経て、7月から1年以上の長期失業者を対象に全国で実施。 10月以降は6ヶ月以上の失業者に対象を拡大
1988年	給付資格剥奪期間を最大26週間に
1989年	社会保険法 失業給付の適格要件に「積極的な求職活動」(毎週)。求職者は、給与が世間相場を 下回るような「合わない」仕事を紹介されても拒否できない。
1990年	雇用サービス局の独立性を強化。行動目標の設定 (例えば職業紹介について)
1991年	2年以上の長期失業者に1週間のジョブコースを義務づけ
1994~95年	『給付制度の厳格化』(Stricter Benefit Regime) の下、制裁や紹介数が2倍に
1996年	求職者手当(Job Seekers' Allowance) —失業給付に関する新たな法的枠組み。 2週間に1度の安定所訪問を義務づけ。求職活動のランダムな検査の強化。 失業3ヶ月目以降は、他の職業も探さなければならない
1997年	様々な包括的なプログラム(1-2-1、Workwise 、Project Work)
1998年	若年者のためのニューディール(1月より試験実施。4月から全国実施) 長期失業者のためのニューディール(7月から。2年以上の全失業者対象)
1999年	全国最低賃金導入(4月から。成人3.6ポンド、若年者3ポンド) 50歳以上のためのニューディールの試験実施(8月から)
2000年	50歳以上のためのニューディールの全国実施

注: 重要な改革を影付けしている

出所: Van Reenen (2003)、p30、Table2

カ月以上受けている一八~二四歳の若 前の失業給付を改組したもの) を六 施された。対象は、求職者給付 も定量的な分析がなされている。 入を経て同年四月にイギリス全土で実 グラムであり、またその評価について NDYPは一九九八年一月の試験導 プログラムの概要は 议 り、 図1に示すように、第一段階での個

う。 た場合には求職者手当の受給資格を失 段階における再度の求職活動支援であ の雇用・訓練オプション、そして第三 相談員による求職活動支援、第二段階 あるいは途中でドロップアウトし プログラムへの参加を拒否した場

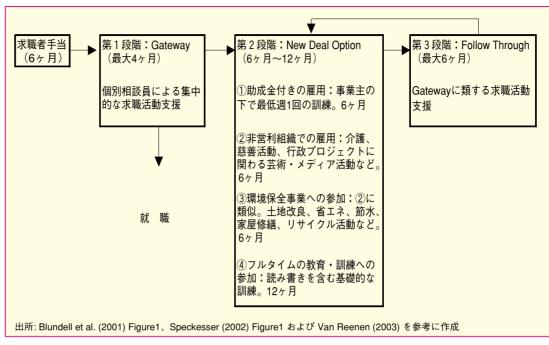
二五歳以上の長期失業者のプログラム 給者を対象としたニューディールにつ する評価は未だ限定的に留まるといえ 就業促進を掲げるニューディールに対 いても一貫して参加者が増加するなど にも認められるとともに、福祉手当受 こうした参加者数の減少率の低下は

に、就職率上昇効果は、NDYPの の上昇効果が確認された。しかし同 女共にNDYPを通じた純粋な就職率 る分析が行われている。 第一段階の求職活動支援の効果をめぐ 試験実施から一年程度の期間につい N D Y P の定量的な評価については その結果、 男 開 時 7

明となっている。 の の 、 万人だが、そのうち三○%が行き先不 のプログラム修了者は累計で約一〇〇 る (注7) 。また、○三年一二月まで ムの間を往復するだけとする指摘もあ 結果として長期失業者が職とプログラ 成付き雇用が長期雇用につながらず、 この点については、特に第二段階の助 万人前後と足踏み状態が続いている。 てきたが、二〇〇一年後半以降は一〇 人まで増加した後、順調に減少を続け 五〇〇〇人から九九年七月に約一五万 加者ストックは、全国実施時の約三万 統計(注6)によると、NDYPの参 Work and Pensions) が公表している り長期の分析は未だなされていないも ることも指摘されている(注5)。よ 始直後が最も高く、以後低下傾向にあ 雇用年金省(Department for

最近二○年間のイギリスでは、

おわりに



促進をも目指した点で両者は袂を分か 当受給者も含めた「非活動層」の就業 きた。しかしながら保守党政権が「失 じた積極的労働市場政策が採用されて 給付制度の厳格化と求職活動支援を通 労働党政権では、より広く福祉手 削減に力点を置いたのに対し

章第3節 政策評価」 勇上和史

進諸国の雇用戦略に関する研究』第3 調査立法考査局) 労働政策研究・研修機構『先 (三〇〇四) 一イギリスの

John Reenen (2001),

sion)を重視する 提唱しながらも、 州雇用戦略が積極 点と一致する。 を唱え、また就業 的労働市場政策を ECDならびに欧 就業促進の現実の を通じた社会的統 後者が「フル就業 合 (social inclu しかしながら、 ちょうど、

tation) を行って 効果は未だ不確定 あろう (注8) いるとも言えるで な実験」 のイギリスの失業 その意味で、近年 deal of experimen-者対策は、 に留まっており、 (a good 「膨大

る英国の雇用政策」、 ○二)「サッチャ 井田敦彦 (二) 【参考文献】 からブレアに至

"レファレンス"

一○月号、pp.58-87 国立国会図書館

Blundell, R., Monica C. Dias, C. Meand

Program," IFS

pp.387-400 "Unemployment Duration and Dolton, Peter J., and D. O'Neill

を参照のこと

gregate impact of Active Labour Mar-"The Long-Run Effects of Unemploy www.econ.nyu.edu/cvstarr/conferences Population Economics, September 13th ference of the European Society for Draft, Contribution to the Annual Con-UK:Evidence from administrative data," ket Policy in Germany and the nomics, vol.20, no.2, April, pp.381-403. the U.K.", The Journal of Labor Eco grams: Experimental Evidence from ment Monitoring and Work-Search Pro ESPE/papers/speckessers.pdf) Speckesser, Stefan Dolton, Peter J., and D. O'Neill 15th, 2003, NewYorkCity. (http:// (2002) "The ag (2002)

per Series, No.9576 ment in Context," NBER Working Pa bour Market Policies and New Deal for the Young Unemploy Van Reenen, J. (2003), "Active La the British

"Evaluating the Employment Impact of WP01/20, The Institute for Fiscal Stud-Mandatory Job Search Assistance Working Papers,

dence," The Economic Journal, vol.106 start Effect: Some Experimental Evi-Dolton, Peter J., and D. O'Neill the Re (1996)

grams: Experimental Evidence from ment Monitoring and Work-Search Pro-"The Long-Run Effects of Unemploy Department of Economics, NUI May the U.K.", Working Papers, N71/08/97 (1997),

(2003)

勇上和史(ゆうがみ

and the Public Employment Service start to the New Deal in the United OECD Proceedings, pp. 241-262 Kingdom," in Labour Market Wells, William (2000), "From Re Policies

および井田 (2002) が参考になる Dolton and O'Neill (1997) 'Wells (2000) 2. これらについて、詳細は勇上 1. リスタートの内容については、

- 5 Blundell et al. については井田 \circ Dolton and O'Neill (1996,2002) 4.ニューディールの具体的な内容 (2002)(2001) 'Van Reener を参照
- asd/statistical_summaries.asp 7. 6 URL: http://www.dwp.gov.uk/ 井田 (2002), (2000) pp.76-77

ヘプロフィール

構労働政策レポートVol 本』」(日本労働研究雑誌No. 拡大の要因をさぐる」(日本労働研究機 な著書・論文に、「ベッカー『人的資 労働政策研究・研修機構研究員。 「日本の所得格差をどうみるか―格差 労働経済学専攻 かずふみ 3 5 1 3 など 主

副主任研究員 堀

策の政策評価の結果を概括する。 いて触れた後、 本稿では政策評価の分析枠組みにつ 欧米の主だった雇用政

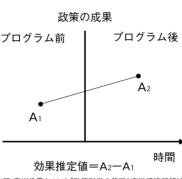
・政策評価の分析枠組み

(1) 非科学的手法

説明する 答えはNOである。 政策の成果としてよいのであろうか。 金)を単純に比較することによって、 実施前とプログラム実施後のアウトプ 政策の評価を行う際に、 (例えば、プログラム受講者の賃 その理由を以下で プロ グラム

景気が好転した場合、景気好転の影響 以外の効果が混入する可能性があると 非科学的(Non-scientific)手法と呼ぶ。 賃金とする。A2 - A1を計測し、これ 終えた後再就職した際の受講者の平均 が訓練実施後の賃金に反映される可能 いう点である。 の中に純粋な訓練の効果に加えて訓練 を訓練の成果とする政策評価の手法を の平均賃金とし、 グラムの効果について考えることとす ットをとっている。ここでは訓練プロ 非科学的手法の問題点は、A2 図1は横軸に時間、 A1は訓練を受講する前の受講者 例えば、 A2は訓練を受講し 縦軸にアウトプ 訓練期間中に . A1

> はできないのである。 ては純粋な訓練の効果を測定すること 性 .がある。 そのため、 A2 - A1によっ



出所:宮川公男(1994)『政策科学の基礎』東洋経済新報社 図10-2をもとに筆者作成

プログラム後

時間

受講グループを示し、

Bは非受講グル

の概念図である。Aは訓練プログラム

図3は非実験的手法による政策評価

図1 非科学的手法による政策評価

均賃金、 値で、 練の純粋な効果を測定するのである。 場合の賃金を比較することにより、訓 される。 この場合、 際の受講者の平均賃金、A'1は仮想の 図中のA1は訓練受講前の受講者の平 的な政策評価の手法が示されている。 が望ましいのであろうか。 た場合の賃金と訓練を受講しなかった った場合に得ていた平均賃金を示す。 ではどのように政策評価を行うこと かしながら、この手法には大きな 訓練受講者が訓練を受講しなか 同 A2は訓練受講後再就職した 政策の効果はA2 - A'1で示 一グループが訓練を受講し 図2に理想

> 点とは、同 することができないという点である。 という二つの異なる状態を同時に経験 訓練を受講し、片や訓練を受講しない 問題点が存在するのである。その問題 一集団が同 一時間内に片や

図2 最も望ましい政策評価手法 政策の成果

効果推定值=A2

いる。

プログラム前を示し、2は後を示して ープを示している。また、下付の1は

この場合の政策効果は、 (A2

プログラム前

出所:図1に同じ

者の動向を追うだけでなく、プログラ 学的 (Scientific) 手法と呼ばれている。 非実験的手法、 最も望ましい手法に類似するよう工夫的手法の二つの手法は、図2に示した ŀ 政 ム非参加者についてもその動向を追い 科学的手法の特徴は、プログラム受講 を加えている政策評価の手法である。 ij 、策評価に活かしている点である。 以下で説明する非実験的手法、 プログラムに参加するグループは ŀ メント・ 実験的手法は併せて科 グループ 実験

れている。

経済学的手法を用いて政策評価が行 イアスを回避するために、高度な計 が、このサンプル・セレクション・バ Groupのデータ構築が行われている。

呼ばれている。 ラムに参加しないグループはコント vey № Panel Study of Income Dynamics Groupのデータを調査地域や時期の等 ment Group) と呼ばれ、 などの外部データを用いてControi アメリカでは、CurrentPopulationSur しい外部調査から作成することである ール・グループ (2) 非実験的 実験的手法の特徴は、 (Quasi-experimental) 手法 (Control Group) 一方プロ Contro 口 グ

A1=B1は必ずしも保証されない。訓練 訓練プログラム受講者と非受講者のプ A1=B1が保証されるものの、非実験的 セレクション・バイアスと呼んでいる がもたらす政策評価の偏りをサンプル・ ることになる。両グループの属性の差 ログラム受講前の平均賃金に差が生じ の属性が必ずしも一致しないために、 ータをもとに構築したControl Group を受講したTreatment Groupと外部デ に当たり外部データを用いているため 手法の場合にはControl Groupの構築 A1) - (B2 - B1) で与えられる。 無作為抽出が行われた場合には



© European Communities, 1995-2003

プログラム実施にかかる

コスト並びにデータ収集者

図3 非実験的手法による政策評価の概念図

政策の成果 プログラム前 プログラム後 B_2 В 時間

効果推定値=(A2-A1)-(B2-B1) A:プログラムありの場合 B:プログラムなしの場合

効果を測定する手法である。 GroupとControl Groupに分類し、

プログラ

告されている。

もるかは難しい問題である。

同じことは便益の測定についてもい

収入の放棄をコストとしてカウントす

る。ただ、実際に放棄所得をどう見積

0)

心理的負担がかなり大きいことが報

ムの参加希望者を無作為に受講グルー

出所:図1に同じ

①代替バイアス、Creaming

(3)実験的(Experimental)手法

実験的手法は、

プログラム運営機関

受講希望者を無作為にTreatment

ラムを受講しないことが建前となって 本来、 プログラム非受講者はプログ

当者は意図的に再就職しや 受講者の就業率や平均賃金 ラムを受講することにより がちである (Creaming) 者をプログラム受講者とし れている場合、 が各運営機関に割り当てら の増加等について達成目標 また、プログラム終了後の 能性がある(代替バイアス)。 政策効果に偏りが生じる可 いるが、外部の代替プログ すい者や高賃金を得やすい ②倫理上の問題 運営機関担

利を奪ってよいのかという 者のプログラムへの参加権 ムへの参加を希望している ③多額のコスト 意見が多く出されている。

三点が主な問題点として挙げられてい 策評価手法に見えるけれども、以下の A2‐B2によって測定される。 うにしている。この場合、 非受講グループの属性が等しくなるよ に振り分けることで、受講グループと 実験的手法は一見問題が全くない (A1) ないし非受講グループ 政策効果は (B1)

図4 実験的手法による政策評価の概念図 政策の成果 プログラム前 プログラム後 В 時間 効果推定值=A2-B2

A:プログラムありの場合 B:プログラムなしの場合 出所:図1に同じ

(4) 費用便益分析

手法である。 差し引き、 からプログラム実施にかかった費用を の手法は、プログラム実施に伴う便益 のひとつに、費用便益分析がある。こ 見合っているかどうかを評価する手法 によってプログラムの効果を測定する 実施したプログラムが社会的投資に その純社会的便益の大きさ

なる。 その収入の獲得機会を放棄したことに を受講せずに働いていた場合、 あるが、訓練を受講することによって 棄所得である。 な間接コストのひとつは、受講者の放 直接コストの他に、受講者の間接コス る場合、プログラムの運営費用などの 訓練政策の評価に当たり費用を算出す く異なって来るからである。例えば、 費用とするかによって推計結果が大き きな欠点がある。 トも算出しなければならない。 収入を得ていた可能性が高いわけで しかしながら、 経済学では、 訓練受講者がもし訓練 何を便益とし、 費用便益分析には大 この得られていた 何某か 代表的 何を

るためとはいえ、プログラ

正確な評価制度を確立す

防止対策費用が節約されることも便益

講者の将来的な雇用見通しが明るくな える。例えば、訓練受講により訓練受

反社会的な行動が減ったり、

犯罪

2.欧米における 雇用政策の政策評価

のは非常に困難である

除問題としてこうした便益を算出する にカウントされる。しかしながら、実

名を記さない。 拠しているが、 雇用戦略に関する研究』を参照され 政策研究報告書No. 政策評価に関しては数多くの文献に依 について簡単に触れる。なお、 施された主だった雇用政策の政策評価 上記分析枠組みに基づき、 紙幅の関係で逐一文献 詳細については、労働 3 『先進諸国 欧米で実 以下の

アメリカの訓練政策の評価

1

場合には、上記経済的に不利な立場に いる。 策により異なっているが、 象となっている。訓練内容は、訓練政 ある者に加えて、成人全体が訓練の 資法(Workforce Investment Act)の 心に据えているという点では共通して 不利な立場にある者をプログラムの中 練受講者が異なっているが、経済的に 訓練プログラムによって対象となる訓 アメリカにおける職業訓練政策は ただし、二〇〇〇年の労働力投 民間企業での訓練委託、 教室型訓 対

非受講者に比べて相対的に高くなって 職支援などが含まれている。 ある人材開発訓練法(Manpower De 概観すると、初期の訓練プログラムで のが多い。年間収入への影響について いるのかどうかに焦点を当てているも グラム受講後の受講者の平均収入が 共セクターにおける短期就業経験、 訓練政策における政策評価は、 プロ 求

Employment and Training Act) せいこ は、全般的に訓練により年間収入が高 献が多い。総合雇用訓練法(Comprehensive まっているという結果を示している文

velopment and Training Act) じつよて ついては、成人の場合年収が高まって 法(Job Training Partnership Act)に と効果がないという文献で評価が分か ては、年収が高まっているという文献 いるという効果が認められるものの、 れている。職業訓練パートナーシップ



© European Communities, 1995-2003

若年については効果が観察されていな

齢者、 訓練の影響についてみると、女性や高 高まっているのである。 非受給者に比べて訓練後の就職確率が いてプラスの影響が観察される。つま また、訓練プログラムの効果は訓練 次に、再就職する際の就職確率への 女性や高齢者などの訓練受給者は、 福祉受給者や都市部居住者につ

的弱者に対してプラスの効果を持つ場 りは、マイノリティーや女性など社会 受講者に一律に見いだされるというよ 合が多いという結果が得られている。

(2) イギリスの政策評価

号の「イギリスの雇用政策」の中で別 た時に、イギリスの若年者対策は一考 日本の厳しい若年者失業情勢を考慮し る。他の国と比較した場合、イギリス に値すると考えられる。 にはその成果が顕著であるといえる。 よる若年者向けの求職支援活動の場合 ているといえる。特に、個別相談員に における雇用政策はかなり成果を上げ 途紹介しているため、ここでは割愛す イギリスの政策評価については、本

(3) スウェーデンの政策評価

評価の対象も就職率、プログラム受講 ど広汎な分野に及んでおり、 の失業、求人、雇用対策プログラムな 訓練プログラム、移動補助金、 前後の賃金変化、 政策も政策評価の対象も大変バラエテ ィーに富んでいる。政策としては職業 スウェーデンの政策評価については 失業期間などを対象 また政策 若年者

率は非受講者に比べて統計的に高いと 関わらず、プログラム受講者の再就職 前後の賃金変化については、結果が曖 いう結果が出ている。プログラム受講 た結果を抜き出すと以下の通りである こうした政策評価の中から、主だっ 対象となるプログラムの如何に

間が長くなっても失業状態から抜け出 っているものと推察される。 には同国の手厚い労働市場政策が関わ とが観察されているが、こうした背後 す割合が、失業期間とともに高まるこ また、スウェーデンの場合、 失業期

(4) その他の国々

ている。 唯一雇用賃金助成のみが再就職率にプ 積極的労働市場政策のほとんどの施策 労働市場政策と対比される。その結果 能にする所得保障的措置である消極的 援策をいい、失業保険や早期退職促進 職業サービス、雇用助成等の再就職支 策とは、職業訓練、職業紹介等の公共 ラスの影響を与えていることがわかっ が効果なしという結果を得ているが、 政策等の仕事を持たなくとも生活を可 れぞれ行っている。積極的労働市場政 含まれる九つのプログラムの評価をそ スイスでは、積極的労働市場政策に

減少に貢献しているという結果となっ ている。 いる。雇用助成金政策は長期失業者の めの助成金政策について評価を行って また、オーストリアの場合、 オランダの場合にも長期失業者のた 訓練プ

練プログラムの受講により再失業のリ ログラムの効果を検討しているが、 訓

昧であるか、推計したモデルによって

結果が異なる場合が多い。

四番目の政策はレイオフされた者への は長期失業者に対する訓練政策であり、

訓練を示している。

また、五番目

書 N o.

142) など多数。労働経済

研究」(日本労働研究機構調査研究報告

研究雑誌No

456)、「失業構造の

どを含む就職支援政策である。三番目

六番目の政策は起業を促進するプロ 政策は若年者に対する訓練政策である。

く、職業訓練の受講などによっては事 スクが小さくなるというプラスの効 な雇用を確保することは非常に難し フランスの場合には、若年者が安定 観察されている。 が改善しないという悲観的な政策評

いる生活困窮者を就労させることによ 「が下されている。 ベルギーでは、 社会福祉に依存して

は言えない結果となっている。 行われているが、大きな効果があると り社会参加を促す政策に関する評価が (5)積極的労働市場政策に関する評価 雇用政策、労働市場政策といった時

は必ずしも良好なものばかりではない。 例を既に引いているが、オランダの場 合のように積極的労働市場政策の評価 政策については、スイス、オランダの 労働市場政策である。積極的労働市場 に、その政策の中心となるのは積極的 わたる評価について簡単に触れるこ 『も含めて、積極的労働市場政策全般 以下では、 非科学的手法による評

れるグループに対して、短期的な仕事 期失業者など就職が最も困難と考えら ムであり、二番目はカウンセリングな などへの仕事の提供)を行うプログラ の提供(例えば、建設業や健康福祉業 をいう場合が多い。一番目の政策は長 体的な政策としては以下の七つの政策 とにする。 積極的労働市場政策という場合、 具

ヘプロフィール)

を雇用者として雇用した時に支給され れは雇い主が長期失業者や若年者など の政策は賃金助成金政策であるが、こ の貸し付けや相談を行うというのがプ ラムであり、 る賃金助成金の場合が多い。 起業を企図する者に資金 最後の七番目

を支給された労働者が、そうでなけれ をいう。)や置き換え効果(助成金等 果をもたらさなかった「資源の浪費」 待されない。このように、雇用創出効 も企業が従業員を採用した場合、助成 ス(例えば、助成金が支給されなくて 金助成金の場合、デッドウエイト・ロ 果が曖昧であり、特に起業支援策や賃 それ以外の政策に関しては、政策の効 ついてみると、明らかに効果があると 金支給による純粋な雇用創出効果は期 いえるのは就職支援政策のみである。 以上の積極的労働市場政策の結果に

格差の縮小傾向とその要因」(日本労働 ず、実施に当たってはかなり注意を要 に雇われることをいう。)が避けられ 員。主な著書・論文に、「男女間賃金 する政策であることがわかっている。 労働政策研究・研修機構副主任研

新刊報告書のご案内

堀

春彦(ほり

はるひこ)

労働政策研究報告書No.3

『先進諸国の雇用戦略に関する研究』

内容について 研究調整部研究調整課 03 (5991) 5103 ご購入について 広報部成果普及課 03 (5903) 6263

〈お問い合わせ先〉

ば雇われていた労働者に代わって企業

我が国では1998年以降、失業率の急上昇、若年失業者や長期失業者の急増といった厳しい雇用・失業情勢に 直面しており、雇用・失業対策が重要性を増してきています。こうしたなか、OECD(経済協力開発機構)と EU(欧州連合)では90年代に雇用戦略を提起し、雇用失業問題の総合的な分析とそれに基づく政策を打ち出し てきました。本研究は、OECD及びEUの雇用戦略とそれを受けた各国の雇用政策、さらには政策評価について 調査研究することにより、厳しい雇用・失業情勢に直面するわが国にとっての示唆を得ようとしたものです。

規制緩和による市場メカニズムを重視したOECD雇用戦略に対して、EUでは、社会的統合を重視した雇用戦 略を提示し、OECDとは一線を画した雇用戦略を展開しています。これまでのわが国の市場構造や雇用慣行を考 慮すると、EUの雇用戦略が示すような労働市場の柔軟化と雇用保障の重視が、日本にとってより参考になると 報告書は指摘しています。

〈執筆担当者〉

実(労働政策研究・研修機構 統括研究員) 伊藤

一哉(労働政策研究・研修機構 副主任研究員)

濱口桂一郎(東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター 客員教授)

礼子(労働政策研究・研修機構 副統括研究員) 原 ひろみ (労働政策研究・研修機構 研究員)

奥津 眞里(労働政策研究・研修機構 統括研究員) 勇上 和史 (労働政策研究・研修機構 研究員)

岩田 克彦(労働政策研究・研修機構 統括研究員) 弓場 美裕(労働政策研究・研修機構 主任研究員)

堀 春彦(労働政策研究・研修機構 副主任研究員)



座談会

ハローワーク池袋統括職業指導官 中里 博孝 東京労働局厚生労働事務官 植木 昭子

(司会)統括研究員 伊藤 実

岩年・長期失業の背景とは 一ハローワーク窓口から見る問題の本質

先進諸国と同様にわが国でも、若年者と長期失業者の就職支援が喫緊の課題となっている。総務省の「労働力調査」によると、平成16年2月の若年層の失業率は、25~34歳層が6.0%、15~24歳層に至っては10.0%と全体(5.0%)の倍を記録した。一方、失業期間1年以上の完全失業者は、平成15年10~12月の平均で、112万人と、完全失業者(325万人)の3分の1強を占めている。比較的再就職しやすい人たちが集まる民間職業紹介機関と違い、来る人を拒まないハローワークは、こうした人たちを就職に導くために、様々な工夫を凝らしている。若年者、長期失業者に特化した相談窓口で、再就職支援に励む担当者に現場の実態を語ってもらい、具体的な支援として今、なにが求められているかを問う。

12.0

10.0

8.0

4.0

20

0.0

Q3

94

95

- 総数

96

97

15~24歲

相談活動を実施

から話 されるのかについて、 ば若年者や長期失業者の再就職が促進 にはカウンセリングが有効だというの いたい。まず、 藤 どうなっているのか。どうすれ してほし 0 の研究によれば、 ECDやEUが行った であるが、日本の職業相談 それぞれの組織の概況 61 現場の意見を伺 再就職支援 雇

低については議論があるが、 率は一割強ということになる。この高 うち四八○○人が就職したから、 四カ月ほどで述べ二七万人が利用した あまり急いでいないこともある。 として若年者の就職は、 登録者の実人員は約四万五〇〇〇人。 三○歳未満の若者全般で、 しごと館は、 中里 クをつくったうちの一つ。 全国四 かなり ヤングハローワークしぶ 受け皿自体がないし、 の割合が仕事を探すことを カ所に若者向けの 厚生労働省が平成一三年 今は中高年よ 開所後 現実問題 対象者は ハ П 1 ج ج 登録 就職 年 ワ

期失業者のための相談コーナーをオー 失業期間の要件をやや緩和 を踏まえて、 に相談やカウンセリングを行い、 録期間は実質、 植木 月から、 就職できた人は約二〇人。この実績 ローワーク新宿では昨 三月二九日時点で約八〇名 予約相談を行っている。 失業期間が一年を超える長 二カ月間程度。 ね一年以上としてきた 登録者の中で終了後 その 相 年 卒業 談 登 間

> \mathcal{O} ニューアルオー 人数も八名に倍増させて四月以降に プンする予定だ。

する知識 も乏しい

0) が大卒者。 多く、 七割が無職、二割がフリー いない人が中心になっている。 中里 伊藤 た特色があるのだろうか。 割が転職組 学歴は短大も含めると六割以上 年齢は二三~二五歳あたり それぞれ、 大卒後、 開所前は 来所者にはどう あまり期間を経て 年齢的には タ 1, 属性は、 残り が 65 03 (年)

> と思う。 親は、子供にもう少し厳しくても 助をしているケースが多く、 ことを想定していたので、 もう少し上で、 す緊急度とか逼迫度の弱い いことに驚い た。 フリー 親などが経済的援 ター 無職の人が 人が目立つ が多く来る 仕事を探 11

> > 伊藤 る。

体

の七割が無職だとか、

Ê

が大卒なのに仕事のことが分か

一店員などとい

つ

た職種に

17

職業選択の幅が非

常

.狭まって 限られて

15

記者、 結構 知らない。 あるか知らないし、 マスメディ 最大の特色は、 いること。 が アナ 生活している中で関 ウンサー アで見られるデ 知っているのは、 世の 仕 といっ 個別職種の中身を 中にどんな職種が 事を知らな わるコ た職種と、 1 テレビ、 レクター い人が ビ

> 0) 17 中里

人もいるが、

大部分は今の社会状

仕事について積極性が持てな

中で安定した仕事に就きたいとの

意 況 ろうか

若い人たちにやる気や覇気はあるの

らないなど意外な話だが、

こういった

自分

足りな

い部分をアドバ

イスしてノウ

行動のきっかけがないので、

っても、

事に就くための

様々な知識

識を持って来ている。

ただ、意識はあ

ウをつけたり、積極性を持たせて送



98

aa

00

25~34歳

01

02 35~44歳

年齢階級別完全失業率の推移

: 1982年までは「労働力調査」「労働力調査特別調査」各年3月、1983-2001年までは「労働力調査」 「労働力調査特別調査」各年2月、2002年、2003年は「労働力調査詳細結果」1-3月平均。 注:1983年は長期失業者のデータなし。

ウンセリングを実施しており、 また、 すよう取り組んでいる。 オー プン当初から臨床心 延べ一 理 力

「がわからなかったり、 !か思 今の若い人はそういう支援 い悩んでいるの そのことによ だがその所 自分自 力 11 常

に多い。 兄弟などがやっていたことなのだろう 業相談のほうに誘導する。 度仕事の 相談者もある程度気持ちの整理 ウンセリングで問題の所在がわかれば となかなか仕事まで辿り着かない。 アドバイスをしてあげるところがな って具体的な行動に移れない人が非 ○○人以上が利用している。 いう場面 今は核家族化・少子化が進 次の行動に移っていける。 ほうに目が向いてきたら、 が少なくなっている。 以前は親 ある程 生ができ み 職 B

合いの中で身につけていったが 家族とか地域の近隣の人などとの話し 意味などに 『くことや仕事に就くことの ては、 親兄弟を含め



業者の特徴はどうだろうか。 だ。新宿の相談コーナーに来る長期失 それが社会化してきているということ

「自信喪失派」 に二極化

んでいるタイプと、自信を失い自己否 に何故就職が決まらないのかと思い込 が目立つ。特徴は、自分に非はないの 由は不明だが経理の仕事を希望する人 歴は大卒が圧倒的に多く、事務職、理 四○歳前半の男性が大勢を占める。学 らいが多いのではないかと予想してい 定しているような人に二極化している た。ところが、実際は三○代半ばから 卒といわれる二○代前半層、五○代ぐ まず属性だが、当初は第二新

喪失派」についてもう少し詳しく聞き 多く見られるのか。 たい。それぞれどういった属性の人に 植木 前者は、学歴、 伊藤 その「自信満々派」と「自信 職歴など自分

に統一性がない場合が多い。こういう 種なり業種がばらばらだったり、経歴 こちら側から見ると、経験してきた職 人。確かにそれなりの経歴なのだが、 の経歴に揺るぎない自信を持っている

> ものがない」などと理由をつけ ある。「なぜ会社は自分を評価 て転職を重ねている。税理士や してくれないのだろう」とか、 めてしまうような人も見受けら 所に入って経験を積む段階で辞 公認会計士などを目指し、事務 人は会社に多くを求める傾向も 「会社の中に自分の求めている

ろで、求職者に、心因性の疾患にかか う担当者制であることが重要だ。とこ めだ」と言われながら育ったなど、親 くる。子供の頃に親から「おまえはだ 院、服薬程度まで治っているというよ っているような人も含まれているのか 同じ人がカウンセリングに当たるとい ねることで問題が見つかるわけだから、 との関係を引きずってしまう人が多い。 した後で「実は……」という話が出て 結構いる。このタイプは三、四回相談 自信を失った人もいるが、そもそもの 後者は、採用試験で不採用が続いて 植木 うつ病が一番多い。現状は通 伊藤 そういう人は、相談回数を重 人間関係を築くのが下手だという人が

る。新宿には生活相談コーナーもあり ッシャーを与えないように注意してい 回復しているので、相談時に変にプレ っていた人が多い。こうした人はほぼ 中から職場のストレスなどで病気にな 業を契機に発病したのではなく、在職 で、その先生とも相談しつつ面談を准 心理カウンセラーが週一回来ているの 担当者制に関しては、ヤング

> 能だ。 と相談できるように相談者の指名が可 解けてしまえば大丈夫なので、 非常に苦手だったりする。一度、 は、同世代同士ではうまくコミュニケ ハローワークも同じだ。今の若い世代 ションをとるが、異世代とのそれが 同じ人 打ち

だろうか。 の経済的援助を受けている話がでたが 長期失業者はどのように生計を立てて バイトで多少の収入がある人もいるの いるのであろうか。片手間程度のアル 先ほど、若年無業者が親など

間の仕事は続けていたという人もいる 多い。独身者はやはり親との同居や親 もしくは奥さんが働いているケースが のやりたい方向の仕事をしたい人が多 がほとんどだ。できるだけ長く、自分 が、それも相談時には辞めている場合 の遺産がある人。アルバイトなど短時 いこともあり、 植木 家庭を持っている人は、貯金 集中して求職活動をし



うな人が結構いて、病状の軽い人も含

めれば求職者の四分の一を占める。失

若者の多くが仕事の内容をよく知らず、職業選択の幅が狭まっている

を持つ人が多いのか。

分かってくると、どういう職業に興味

職業を知 り、進路への 自覚を持ってもらう

合った職業を具体化してもらう。 情報収集してもらい、そこから自分に ールはたくさんある。まずは浅く広く 索コーナーなど、仕事に関する情報ツ テープ、パソコン、適性検査、適職探 第一である。施設内には書籍やビデオ 仕事の情報を提供することが

ど、自分でやってもらうしかない。 背中を押してあげる。ハローワークが 職活動のノウハウ的なものを教え、モ 動を起こす前に自分の頭の中だけで考 応募や、面接で自己表現をすることな できるのはそこまで。あとは会社への チベーションを高く持てるようにして 活動はある程度競争を強いられる。就 こと。今は受けⅢ自体が少なく、就職 ることを恐れてしまう傾向が見られる てなかったり、行動を起こして失敗す えて、実際の行動に移るきっかけが持 相談業務をしていて感じるのは、行 職業情報を提供して、

術的職業と情報処理関係。 希望する。あとは福祉関係が目立つ。 職業。女性の四割強は事務的な職業を 方、男性で一番多いのは専門的・技 女性で一番多いのは事務的 いわゆる編

法を詳しく聞きたい。 リングの内容など、求職者への対処方 性が浮き彫りになってきた。カウンセ 強い相談活動やカウンセリングの重要 伊藤 若年者、長期失業者とも粘り ようと考えているようだ。

パソコン等を活用して職業情報を収集する

イナーは男女とも興味を持つ。 記者などのマスコミ関係やデ

ŕ

技術的な職業が多いなど、本人たちの な職業に就いているし、男性も専門的・ た人をみると、女性は大部分が事務的 競争も激しいことをきちんと分かって 分かるだろう。例えば、デザイナーと 自覚してもらう必要がある。 変えていかねばならない人には、 そ、何となく決めている人や、方向を 希望とあまり離れていない。だからこ いなければならない。実際に就職でき いくのであれば、募集はほとんどなく、 いう職業に本当に興味を持って入って 言える人とそうでない人がいることが こうした傾向からも、確かな選択と

自己分析をし

に今までの職歴や自分の長所、短所 植木 新宿ではまず、ワークシート

> できている方が就職活動の結果が出る は言えないが、この自己理解がうまく ている。タイミングもあるので一概に ことを明確にさせる自己分析から始め きるのか、何をやってきたのかという て、自分が何をやりたいのか、何がで 成功例、失敗例の事例などを記入させ

てしまう。 その結果、すべてが中途半端で終わっ すぐ「常識だから」という傾向がある。 うがない」などと勝手に判断して、自 期失業者の相談活動をする上で、 来所してくる。働き始めてから、 派は、内定が出た時点や採用後、 と気づいて、そこでかなり自信が復活 き換えて、 自分の常識イコールみんなの常識に置 己分析がなかなか進まない。彼らは、 ートも「当たり前のことだから書きよ 答えを決めてしまっている。ワークシ 者間で話し合っているところだ。 決定後のケアの重要性について、 で体に変調を来す人もかなりいる。長 して、動けるようになる。ただ、喪失 た。アピールできるところがあった」 ることで「自分にもこういう面があっ 一方、自信がある人は、自分の中で 自信喪失派の人は、自己分析を進め 説明する努力を放棄する。 彼らにはある程度の意識改 不安 担当 就職 また

> 者の抱える問題はどうやって解消され ければ、正直、数カ月といった短期間 い人の分かれ目はどこにあるのだろう ていくのか。就職できた人とそうでな ようと努力している。その中で、求職 やカウンセリングで様々な工夫を凝ら での意識改革は無理な話だと思う。 てしまった人もいる。これで変わらな し、自立心を持たせて就職に結びつけ 伊藤 若年者、長期失業者とも相談

企業側は人柄を重盟。みは禁物、

か。

た作業は時間がかかる。 解を深める形をつくっている。 社会や現実を知ってもらい、徐々に理 覚が本人にないからだ。時間をかけて、 するケースがかなりあって、そういう いることがカギを握っている。 人は難しい。高望みしているという自 やはり、きちんと選職できて 高望み こうし

た人が辞めてこないような就職をさせ 就職数で捉えられがちだが、就職でき また、ハローワークの成果や評価が ることも大切。そのためにも、 かなりの時間が必要というのが

織の中でうまくやっていけるか 事の人に話を聞くと、自社の組 ているかどうかなど「やっぱり どうか、あるいは発展性を持っ 人柄を見ています」と言われる。 人柄も重要。実際に企業の人

くいったケースもあれば、来なくなっ 構きついことを言う場合もある。うま 革が必要であり、それをするために結 まず、実社会を知ってもらい、その中 風に目が向けば、徐々に会社が求める 職活動がうまくいかないのか」という 柄を再構成することは可能なのか。 ときが変わるきっかけではないだろう で自分と合わないものは何かを考えた と言いたいが、それは言えない部分だ。 れ」とか「明るく積極的になれ」など 本音は、単刀直入に「もっと素直にな かも知れない。ただ、「自分は何で就 れるという理論もあるので、難しいの 中里 人間性は小さいころに構築さ れるのは心配だ。カウンセリングで人 で修正可能だと思うが、人柄で落とさ 人間像を話せるようになる。こちらの 高望みについては、相談の中

非常にいい人だ」と口添えすることも 者に「この人はちょっと口下手だけど は自分のPRをうまくできない。本来 われていないために、 で模擬面接みたいなことも行っている ある。その一方で、本人には職業相談 スが結構あるので、時には企業の担当 ているのに、そこでカットされるケー いいものを持っていてやる気にもなっ また、コミュニケーション能力が養 短時間の面接で

本人の意思を尊重し、 相談を進める

募や面接をしているのか。 きた人は登録してから、どの程度、 経て再就職にたどり着くのか。就職で できているが、どのような相談活動を 伊藤 長期失業者は約二○人が就職

しまう人も結構いる。一番早い人は相 植 木 割と早く一、二回で決まって



中里氏



果、就職に結びついた事例だ。 の意志を尊重しつつ、相談を進めた結 立ち入ったアドバイスは避けた。本人 だから、こちらも断酒会への参加など するなど弱い部分を乗り越えていた。 時間があって、名古屋にいたら立ち直 来所前に自分のことをよく見つめ直す アルコール中毒のホームレスだった。 あったので紹介したら決まった。この れないと考え、友達を振りきって上京 人の経歴はちょっと特殊で、名古屋で イミングよく希望条件と合うところが 談中に紹介可能なところまでいき、

かけ持ちして仕事を増やすようにして 決まったので、そこで体が慣れたら、 日ぐらいの仕事を探してすぐに就職が まず短時間の仕事から探し始めた。半 業能力が錆びつかなかったのか。 ないのか。このホームレスの人は、 ンクがあった。体力も落ちていたので、 植木 この人はおよそ二年半のブラ 失業期間は就職の障害になら 職

う見ているのか。 何もしていないような若者を企業はど でここが空いているの」という話にな 履歴書や職務経歴書で当然「何 一方、学校卒業後、しばらく ブランク時期が長ければ長

> だけではねられることもある。 ランクがあったりすると、それ る。間違いなく不利になると思 書類では分からない。履歴にブ は書類選考が多くなったので、 人柄を見ていると言ったが、今 ているだろう。先ほど、企業が 伊藤 現場のいろいろな様相 企業もそういう風に考え

じているのか。 ップなど、組織としての機能を高める ために、どのようなことが必要だと感 カウンセリング能力の向上や就職率ア が随分、分かってきた。今後、

少しでも増やしたい人 と接する場面を

まで希望する人となると、実は通常の 情報を集めたり、ツールを使ってはく ハローワークの求職者よりも少ない。 中里



段階的な職業教育が望まれる

利用者数は多いが、職業相談

もう少し考えられるように、段階を踏 ように思えてならない。仕事について 高校あたりの職業教育が抜け落ちてい んだ職業教育を充実すべきだ。 社を選ぶというような形になっている て、いざ大学三年生になって初めて会 あと個人的な感想としては、今は中・

美績をもとに、 頼られる相談活動を

きて、 していくのか。 る。こうした状況に、どのように対応 今は一○○万人を超えてきてい 話を聞くというところから始 長期失業者がじわじわ増えて ことが、一番必要なことだと考えてい らが人と接する場面を少しでも増やす れば、必ず新たな発見が出てくる。彼 はプロなので、少しでも相談してくれ ても、発展性は少ない。ハローワーク 情報を自分の頭の中だけで処理してい れるが、職業相談まで入ってこない。

ない」などというイメージも大切にす べきだと思う。若者はどんなに便利な か「親切だけどあまりうるさく言われ また、例えば「あそこは明るい」と

> 問われることになってきていることは るので、現場での実践能力がますます

者の四分の一が友人からの口伝てで来 といって放っておいてもだめだ。利用 立地でも、必要と思わない所には絶対 て送り出してあげるかが重要だ。 らを引き込んで相談に乗り、引き上げ 無論、そればかりではなく、いかに彼 はうまくできていると自負している。 ていることを考えると、これについて 初からがちがちやってもだめだし、 に行かない。若い人が来たときは、最

> も複雑になり、求職者も多様化してい 頑張っていかなければならないと思う もとに勉強して、頼ってもらえるよう ニーズに対応していく方向に変わって 別をきちんとつけた上で、それぞれの 者のニーズは様々だ。今後は窓口の区 紹介状だけ欲しいという人、先方に連 得ることができたと思う。仕事の世界 なので、多様な実績をつくり、事例を 談コーナーは座学の理論だけではだめ いくのではないか。また、こういう相 絡だけとってほしいという人など失業 めるカウンセリングや職業紹介の相談 伊藤 今日は大変参考になる情報を

ヘプロフィール

やしごと館の設立から職業統括指導官 立川公共職業安定所等を経て、二〇〇 として若年者の職業相談活動に携わる 一年一一月、ヤングハローワークしぶ 中里博孝 (なかざと・ひろたか) 一九七九年立川公共職業安定所入職。 池袋公共職業安定所統括職業指導官 一〇〇四年四月より現職。

植木昭子 (うえき・あきこ)

業者予約相談コーナー等を担当。二〇 所入職。池袋公共職業安定所早期就職 事務官。一九九二年三鷹公共職業安定 ○四年四月より現職 センター、新宿公共職業安定所長期失 東京労働局受給調整事業部厚生労働 応を行っていく必要がある」と強調

「長期失業者に対し、徹底的な個別対

労働政策フォーラムから

めたもの。 労働政策研究・研修機構は先ごろ、 労働政策研究・研修機構は先ごろ、 労働政策研究・研修機構は先ごろ、 労働政策研究・研修機構は先ごろ、 労働政策研究・研修機構は先ごろ、

徹底した個別対応を長期失業者には

後に、きめ細かな個別カウンセリング たうえで、「解雇あるいは失職した直 というのが世界の結論だ」と前置きし 授は、「これ一つという決め手はない の問題について諏訪康雄・法政大学教 出てきているほど深刻化している。こ り、自殺という最悪の選択をする人も ○万人強。中にはホームレスになった れた。日本の長期失業者は現在、一〇 防策の重要性を指摘した。 と発言。失業が長期化する前段での予 者が生まれる比率も小さくなる」など なくて、そういう人たちから長期失業 の期間がものすごく早くなるだけじゃ をできるだけ早く始めれば、就職まで さらに、現状への対応策としては、 フォーラムでは、長期失業問題と若 失業問題に焦点を当てた討議が行わ

いローワークなどの窓口は、再就職の のであり、そのためには、来所者の絶対 であり、そのためには、来所者の絶対 であり、そのためには、来所者の絶対 大で再就職ができる層に対しては、「求 人側も求職側もどんどんデータベース に登録をして、インターネット上での マッチングをしていく」ことを提起し で窓口に行くような現行制度も是正 的で窓口に行くような現行制度も是正 すべきだとしている。

インターンシップの連携をデュアルシステムと

ている。また、訓練生側の基礎的な教で小倉一哉・当機構副主任研究員がドイツのデュアルシステムの現状と問題が進み、新たな技能が求められている中、ドイツでは、デュアルシステムの中、ドイツでは、デュアルシステムの中、ドイツでは、デュアルシステムの現状と問題が進み、新たな技能が求められているが進み、新たな技能が求められているでは、デュアルシステムの現状と問題に関いては、ま一方、若年失業問題に関しては、ま一方、若年失業問題に関しては、ま

などと訴えた。 章レベルの低下も指摘されており、職育レベルの低下も指摘されておるない」 大ドイツの現状を指摘した上で、「(日たドイツの現状を指摘した上で、「(日たドイツの現状を指摘した上で、「(日たドイツで問題視されていることをかないです。 がイツで問題視されていることをかなり注意して考えていかねばならない。 敬どと訴えた。

下、半日働いて学校にも通う校・短大で、半日働いて学校にも通う校・短大で、半日働いて学校にも通うなごの強まりなどの中で「こうした座追求の強まりなどの中で「こうした座追求の強まりなどの中で「こうした座りできなくなった」と説明。その上で、多くの国がドイツ型デュアルシステムの導入を試みながら頓挫する中で、米の導入を試みながら頓挫する中で、米のがドイツとともに若年失業統計で比国がドイツとともに若年失業統計で比国がドイツとともに若年失業統計で比国がドイツとともに若年失業統計で比較的低い数値を示していることに焦点を当てた。

現在、大学生の多くがサマージョブな というとヨーロッパ型よりアメリカ型 それと連携する形でジョブカフェなど 何回か経験した後に就職する形が定着 どで、一定期間のインターンシップを ッパ型を本格的に入れようとしている でやってきたものに、もう一度ヨーロ の若者向けの支援策を実施している。 経産省などが協力しながら行いつつ、 ターンシップ制を導入した経緯がある。 れようとしたものの、労働市場のパタ ツを真似てデュアルシステムをとり入 こうした状況については「どちらか プを根づかせようと厚労省や文科省、 している。日本はこのインターンシッ ーンや国民性から断念。代わりにイン 同氏によれば、米国も一時期、ドイ

ということではないか」との考えを示されていいのではないか」と分析。都立ということではないか」と分析。都立ということなどを例に挙げ、「デュアルシステム科を放業体験をするなどの取り組みや、東京六大学の学生でインターンシップを経験もしくはやろうとしているということなどを例に挙げ、「デュアルシステムー本やり論ではなく、インターンップとデュアルシステムの組み合わりではないか」と分析。都立ということではないか」と分析。都立ということではないか」と分析。都立ということではないか」と分析。都立ということではないか」との考えを示されている。

これに対し、諏訪教授は「行き過ぎ対応が必要だ」との発言があった。 分のエンプロイアビリティを高める上分のエンプロイアビリティを高める上分のエンプロイアビリティを高める上ので障壁がある。 法規制の強化も含めて

した。

これに対し、諏訪教授は「行き過ぎてれに対し、諏訪教授は「行き過ぎなことは、日本にとって非常に重要なエンプロイアビリティを高めるための政策的基盤であることがはっきりしてきている」として、サラリーマンなどきている」として、サラリーマンなどが勤続期間中に失効してきた年次有給休暇を、個人が職業能力を高めるための学習の機会として捉えるべきだと述べた。

はずだ」と訴えた。 はずだ」と訴えた。 はずだ」と訴えた。 はずだ」と訴えた。「雇用を維持・ とが語られる際に、「雇用を維持・ とがあって、その後に雇用創出が付随するのが基本だ」と強調。「労働時間短縮 があって、その後に雇用創出が付随するのが基本だ」と強調。「労働時間短縮 があって、働き方をもう一度考え直 はずだ」と訴えた。

(調査部 新井 栄三)